

令和7年12月2日から

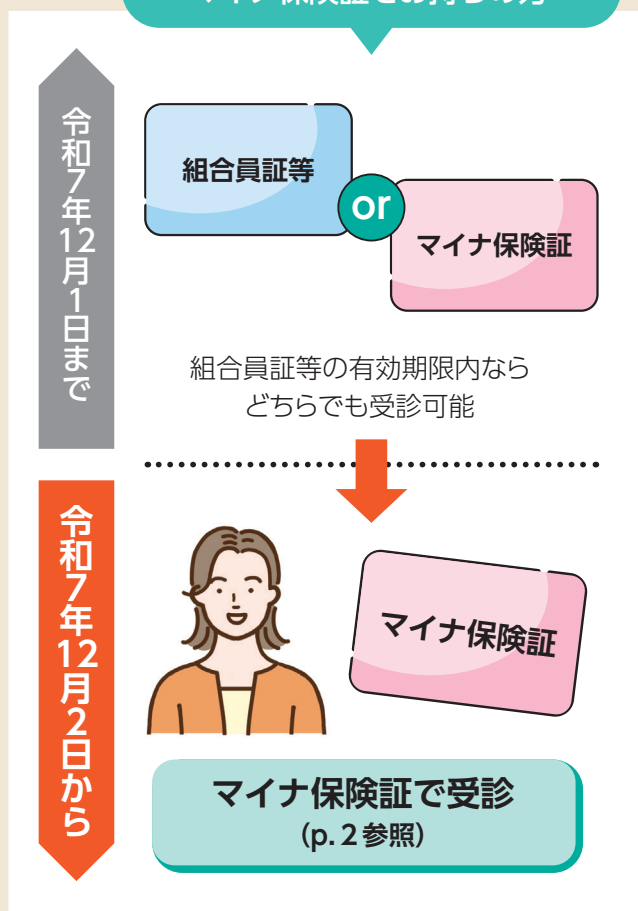
組合員証・組合員被扶養者証は 利用できなくなります

令和6年12月2日で従来の組合員証・組合員被扶養者証(以下、組合員証等)の新規発行・再発行が終了となり、マイナ保険証(健康保険証利用登録したマイナンバーカード)での受診を基本とした仕組みとなっています。

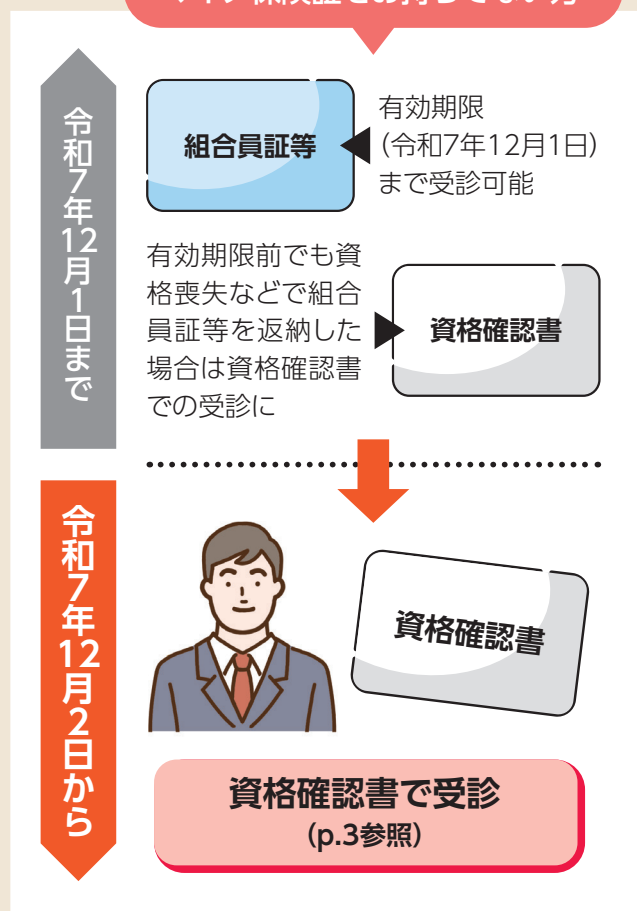
そして、令和7年12月1日には従来の組合員証等是有効期限を迎え、12月2日以降は利用できなくなります。これに伴い、医療機関等の窓口での手続きが変わりますので、ご注意ください。

＼令和7年12月2日からの受診のイメージ／

マイナ保険証をお持ちの方



マイナ保険証をお持ちでない方



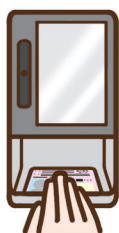
マイナ保険証での 受診のポイント



医療機関や薬局の受付にある顔認証付きカードリーダーに
マイナ保険証を読み取らせて、自身で本人確認を行います。

手順1

顔認証付きカードリーダー
にマイナ保険証を置く



手順2

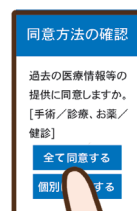
顔認証か暗証番号で本人確認



※顔写真は機器に保存されません。
※マイナンバー(12桁の数字)を取り
扱うことはありません。

手順3

薬剤情報、特定健診情報などの
提供について同意をして完了



※同意すると、これ
らの情報を医師
や薬剤師が閲覧
できるようにな
ります。

*マイナンバーカードに搭載されている電子証明書(本人であることを電子的に証明するもの)の有効期限は5年です。有効期限通知書が届いたら、速やかに市区町村のマイナンバー担当窓口で更新の手続きをしてください。

医療機関等でマイナ保険証が使えない場合はどうする?

医療機関がマイナ保険証に対応していなかったり、カードリーダーの不具合などで、医療機関の窓口でマイナ保険証が使えない場合は、マイナンバーカードと資格情報通知書(資格情報のお知らせ/以下、「資格情報のお知らせ」)またはマイナポータル上の資格情報画面を提示すると、保険診療が受けられます。



■ 資格情報のお知らせの役割

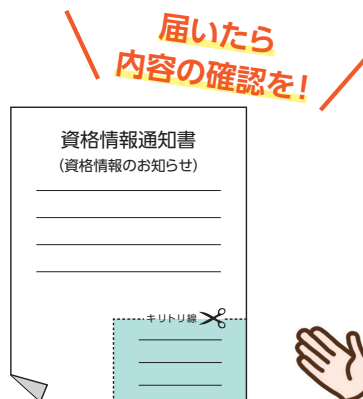
資格情報のお知らせには、氏名、組合員等記号・番号、保険者番号、保険者名などが記載されており、自身の資格情報が確認できます。

上記のように、なんらかの事情でマイナ保険証でうまく受付ができなかった場合に、マイナンバーカードと併せて提示することで、保険診療を受けることができます。

! 資格情報のお知らせやマイナポータル上の資格情報画面だけでは保険診療を受けられません。

◀ マイナポータル上の資格情報画面

マイナポータルにログインし、「健康保険証」をタップすると資格情報が表示されます。



切り取って
カード型にすると
携帯に便利!

資格取得や被扶養者の認定を受けたときに、マイナ保険証利用の有無を問わず交付されます。



マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書での 受診のポイント



資格確認書を医療機関等に提示すると、これまで通りご自身の自己負担割合(3割等)で保険診療を受けることができます。

従来の組合員証等のように利用できます

資格確認書を医療機関等の
窓口へ提示



必要に応じ、以下のものも提示しましょう

高齢受給者証

70歳～74歳の組合員・被扶養者が受診するとき

限度額適用 認定証

医療費が自己負担限度額を超えるとき(住民税非課税等の組合員・被扶養者の場合は、**限度額適用・標準負担額減額認定証**)

特定疾病 療養受療証

特定疾病の方が受診するとき

資格確認書に記載があれば提示は不要です

資格確認書は、どのように交付されるのでしょうか？

交付対象者は？

以下の方に、従来の組合員証等の有効期限が切れる令和7年12月2日より前に、当共済組合から交付されます。

- マイナンバーカードを取得していない方
- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方
- マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が一定期間経過した方

※マイナ保険証の利用登録をされている方には、原則として交付されません。

※マイナ保険証による受診が困難であるなど、一定の条件に該当する場合には、申請により資格確認書が交付されます。

資格確認書の役割

資格確認書には、氏名、組合員等記号・番号、保険者番号、保険者名などの、医療機関等が資格に係る情報を確認する上で必要な内容が記載されています。これにより、マイナ保険証の利用登録をされていない方でも、保険診療を受けることができます。

被扶養者にはどのように 交付されますか？

被扶養者の方で、左記の条件に該当する方にも、資格確認書が交付されます。組合員被扶養者証の代わりに利用できます。

※被扶養者の方でもマイナ保険証登録がお済みの方には交付されませんので、ご了承ください。

届いたら
内容の確認を！

イメージ

資 格 確 認 書			
記 号	番 号		(枝番)
氏 名			
生 年 月 日	年	月	日
資格取得年月日	年	月	日
交 付 年 月 日	年	月	日
有 効 期 限	年	月	日
保険者番号			
保険者名称		印	

記載内容は、共済組合によって異なる場合があります。

医療機関・薬局の受付が マイナ保険証1枚でOKに

いろんな証明書※がマイナ保険証
1枚にまとまって便利!



※高齢受給者証や限度額適用認定証など。

薬剤情報などを共有し※ よりよい医療を受けられる

以前A医院を受診して、
〇〇のお薬を処方されて
いますね



たしかに、
そうでした!

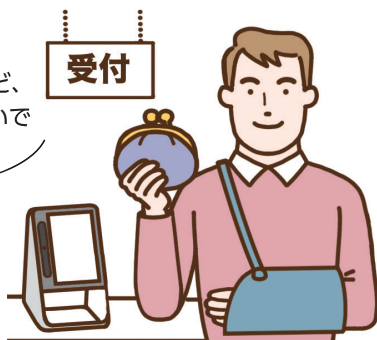
※薬剤情報や特定健診情報などの提供に
同意した場合のみ。

マイナ保険証は こんなに便利!

手続きなし※で高額な 医療費の支払いが 自己負担限度額までに

急な入院だったけど、
限度額までの支払いで
助かった!

受付



※所得によっては手続き
が必要となる場合があります。

領収書の管理も不要! 医療費控除の確定申告 手続きが簡単に※

1年分の医療費が自動的に
入力されるから楽ちん!



※マイナポータルとe-Taxを連携する場合。



まだマイナ保険証をお持ちでない方は、
マイナ保険証の登録をしてみませんか?

詳しくはこちらで▶



マイナ保険証Q&A

Q マイナ保険証を持ち歩くのは不安です

A マイナンバーカードのICチップには、医療情報や税情報などのプライバシー性の高い情報は入っていません。また、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書は暗証番号が必要なため、他人が利用して手続きなどをできない仕組みになっており、持ち歩いていても安全です。但し、万一紛失した場合は必ず利用停止の手続きをしてください。

Q 子どもなどは、自身で本人確認を行うのは難しいのでは?

A 子どもや高齢者、体が不自由な方など、自身での本人確認が難しい場合は、代理人が顔認証付きカードリーダーを操作して本人確認の補助を行えます。医療機関や薬局の職員による目視での本人確認も可能です。